

令和3年10月15日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和3年10月
事業の種類	その他の建築工事業
災害の概要 (注1)	鉄筋コンクリート造建物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機(車両系建設機械(解体用)。以下「重機」。)を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が重機の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>地上に大型重機を設置し、建物構造体を上階から解体していく場合は、大きなコンクリート塊とならない方法で解体すること。</p> <p>例えば、柱の解体については、上部から徐々にコンクリートを圧砕すること。</p> <p>あらかじめ、解体作業に伴う危険有害要因や予想される災害(コンクリート塊の落下経路の予測等)を洗い出し、当該危険有害要因に対応する災害防止対策を講じること。</p> <p>○ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業については、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任し、作業を直接指揮させること。</p> <p>○ 車両系建設機械(解体用)を用いて解体作業を行うときは、あらかじめ、解体作業場所の状態等を調査し、この調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>● 作業計画モデル(宮城労働局 HP)</p> <p>(https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/var/rev0/0118/7708/kinyuurei.pdf)</p>

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものである。